

I 指針、組織等

1 オアシス湘南病院 院内感染対策指針

第1条 : 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな『特定』、『制圧』、『終息』を図る事は医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第2条 : 院内感染対策委員会の設置

- (1) 院長を議長とし、各専門職代表を構成員として組織する院内感染対策委員会（以下、対策委員会）を設け毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。又、緊急時は臨時会議を開催する。
- (2) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行うものとする。
 - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
 - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
 - ③ 職員研修の企画
 - ④ 異常な感染症が発生した場合は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案・実施する為に全職員へ周知徹底を図る。
 - ⑤ 患者様の疑問・不安等の日常的な把握に関する事項
- (3) 委員は、職種・職位に関わらず、院内感染防止に関して自由に発言できる。
- (4) 委員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染対策防止以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (5) 下記に挙げる者を診断した時は、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療関連の法律』により、**A**は直ちに。**B**は7日以内にその者の年齢・性別、その他厚生省令で定める事項について保健所長を通じて都道府県知事へ届け出る。

A、Ⅰ類感染症の患者、Ⅱ類感染症、Ⅲ類感染症又はⅣ類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者

B、厚生労働省令で定めるⅤ類感染症の患者（但し、厚生労働省令で定めるⅤ類感染症の無症状病原体保持者を含む。）

第3条 : 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図る事を目的として実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回の他、年2回は全職員を対象に開催する事とし、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保持する。

第4条 : 院内感染発生時の対応

(1) MRSA等の感染を防止する為に『感染情報レポート』を週1回程度作成し、スタッフの情報共有を図ると共に、院内感染防止対策委員会において再確認等をして活用する。

(2) 異常発生時は、その状況及び患者への対応を院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案・実施する為に全職員への周知徹底を図る。

第5条 : 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第6条 : 患者様への情報提供と説明

(1) 本指針は、患者様又は家族が閲覧できるようにする。

(2) 疾病の説明と共に、感染防止の基本についても説明して理解を得たうえで協力を求める。

第7条 : その他の医療機関内における院内感染対策の推進

(1) 感染制御に関する質問等は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）に、FAX（03-3812-6180）で、質問を行い、適切な助言を得る。又、昨年の質問と回答が同学会のホームページに掲載されているので活用する事。（<http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>）

(2) その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。